

令和7年7月28日 健康福祉部医療支援課 担当：関 TEL：076-225-1430（内線 4100）
--

令和7年度医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業の受付開始について

令和7年7月29日（火）9時から、以下の事業の受付を開始する。

1 概要

本事業は、人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を、補助金として支給することにより、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につながることを目的とする。

2 支給対象施設

令和7年3月31日時点で令和6年の診療報酬改定により新設されたベースアップ評価料を届け出ている県内に所在する病院、有床診療所、無床診療所（内科・歯科）及び訪問看護ステーション

3 補助対象となる取組例

- （１）ＩＣＴ機器等の導入による業務効率化
- （２）タスクシフト／シェアによる業務効率化
- （３）補助金を活用した更なる賃上げ

※補助金の上限額や補助対象となる取組例は別添の事業案内参照

4 事務局

石川県医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業運営事務局

5 申請方法

下記ホームページWEB申請フォームまたは郵送により事務局まで提出
URL：<https://ishikawa-shien.jp/seisan01/>

6 申請受付期間

令和7年7月29日（火）～令和8年3月13日（金）

7 問い合わせ先

石川県医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業運営事務局
TEL：076-255-1744 受付時間/9:00～17:00 ※土日祝日を除く

受給には
申請手続きが
必要です

地域を支える医療施設等事業者の
皆様に応援します！



医療分野※の 生産性向上・職場環境整備等 支援事業補助金のご案内

※病院、診療所（医科・歯科）
訪問看護ステーション

申請受付期間 令和7年 7月29日（火）～令和8年 3月13日（金）

人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を、補助金として交付することにより、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげるため、診療報酬にてベースアップ評価料を算定している医療機関等に対して、業務の効率化や職場環境の改善を図る費用を補助します。

支給対象者

令和7年3月31日時点で診療報酬のベースアップ評価料を届け出ており、石川県内に所在し、申請日時点において稼働している医療施設等※。
※病院、有床診療所、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション

申請方法

以下の2種類の書類をご準備頂き、申請書提出先となる「石川県医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業運営事務局」まで、WEBまたは郵送で申請ください。

- ① 石川県医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金
交付申請兼実績報告書（様式第1号及び別紙）
- ② 振込先（カタカナ名義・口座番号）等が分かる書類（通帳等）の写し

補助金額や補助対象については、裏面を確認ください。

問い合わせ・
申請書提出先

石川県医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業運営事務局

〒920-0864 石川県金沢市高岡町12-45 ロイヤルシャトー南町

コールセンター

076-255-1744 受付時間/9:00～17:00※土日祝日を除く

<https://ishikawa-shien.jp/seisan01/>



こちらからアクセスできます。

交付対象の事業期間

令和6年4月1日（月）～令和8年3月31日（火）
までの間に行った事業を補助対象とします。

補助金の上限額

区分	施設種別	支給金額
1	病院、有床診療所	許可病床数×4万円 (1施設の下限18万円)
2	無床診療所(医科・歯科)・訪問看護ステーション	1施設あたり 18万円

補助対象となる取組例（複数可）

区分	取組種別（以下のいずれか（複数可）対象）	具体例
1	ＩＣＴ機器等の導入による業務効率化	タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入
2	タスクシフト／シェアによる業務効率化	医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア
3	補助金を活用した更なる賃上げ	処遇改善を目的とした、既に雇用している職員※の賃金改善 ※薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、歯科業務補助者、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師、柔道整復師、公認心理師、診療情報管理士、医師事務作業補助者、事務職員、その他医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く。ただし、40歳未満の若手医師・若手歯科医師はその限りではない。）

※1～3を複数組合せて申請できます。